令和７年度１０月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和７年１０月２１日（火）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１３名（欠席０名）

１　三上　孝行	２　沖田　　浩	３　荒木　晃夫	４　服部　耕二
５　種　　克也	６　服部　信彦	７　椿　　徹	８　片岡　里美
９　植田　眞二	10　松﨑　寿昌	11　宮本　　武	12　大石　幹夫
13　高木　敏彦			

出席推進委員　１名（欠席５名）

			９　冨永　有作

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 議案第４号　農地法第２条の規定する農地でない土地の証明について
- 議案第５号　邑南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規定の修正ついて
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議　長	時間が来たようですので、第７回の農業委員会総会の方始めていきたいと思います。10 月に入って、まだまだ気温が高い日が続いとったんですけど。ここへ来て、ちょっと天気が落ちついて、ようやく秋らしい天気になって来て、ちょっと少し過ごしやすいかなあって思う天気になりました。稲刈りの方も、邑南町の方も大体終わったような感じがしとるんですけど。9 月の天気が悪かった関係で、なかなか思うように刈り取りが出来てないような感じのとこも、ちらほら見えとります。まあ、他の地方では、しっかり、きぬむすめですけど、まだ残ったようなとこもあったりしますんで。まあ、邑南町はわりかしいいかなあ。まあ、見える範囲ではありますけど。いいかなあっと思っております。あとは、全国的にニュースになっとる熊も、目撃情報ちょこちょこ聞きますけど、被害ないまんまなんで安心をしておりますという所ですが。2 番の議事録署名の指名ですが。今月は、13 番の高木委員さん。2 番の沖田委員さん。お願い致します。本日の委員さんの欠席の方はありませんので、届出が出とりません。 それでは、3 番の議題の方に入っていきたいと思います。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、今月は 7 件上程されております。事務局の方、読み上げの方お願い致します。
事務局	はい。失礼します。あの、始めに、すみません。役場のこの会場の都合で、本日マイクが 3 本しかちょっと使えないような状況ですので。質疑等の時、すみません。ちょっと、ご不便をおかけしますがご了承いただければと思います。 それでは、読み上げを致します。申請番号 073-20。農地の所在は中野××-×。登記地目が畑。面積が 5.82 ㎡。3 条無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○さん。譲受人は●●●●さんです。 続きまして、申請番号 073-21。農地の所在は中野××-×。登記地目が畑。面積が 33 ㎡。同じく、中野××-×。登記地目が畑。面積が 192 ㎡。3 条無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○さん。譲受人は■■■■さんです。 続きまして、申請番号 073-22。農地の所在は中野××-×。登記地目が田。面積が 152 ㎡。同じく、中野××-×。登記地目が畑。面積が 3.20 ㎡。3 条無償の所有権移転です。譲渡人は■■■■さん。譲受人は○○○○さんです。 続きまして、申請番号 073-23。農地の所在は伏谷××。登記地目が田。面積が 1377 ㎡。同じく、伏谷××。登記地目が田。面積が 1108 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 354 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 1379 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 906 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 902 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 1352 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が畑。面積が 551 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 726 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 743 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 883 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 1056 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 1029 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 1005 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 1087

	㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 405 ㎡。同じく、伏谷××－×。登記地目が田。面積が 1021 ㎡。3 条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。 　続きまして、申請番号 073-24。農地の所在が鱒渕××。登記地目が田。面積が 582 ㎡。同じく、鱒渕××-×。登記地目が畑。面積が 84 ㎡。3 条有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇さん。譲受人は◆◆◆◆さんです。 　続きまして、申請番号 073-25。農地の所在が矢上××。登記地目が田。面積が 2298 ㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が田。面積が 171 ㎡。3 条無償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆さん。譲受人は★★★★さんです。 　続きまして、申請番号 073-26。農地の所在が下田所××-×。登記地目が畑。面積が 111 ㎡。3 条有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽さん。譲受人は▼▼▼▼さんです。以上、７件です。
議　長	はい。ありがとうございました。事務局より読み上げをして頂きました。審議の方に入っていきたいと思います。 　まず、073-20 の件に関しまして。服部耕二委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告を・・。これ、説明は 3 件・・。
４　番	一緒にしますか？
議　長	いっぺんでも・・？
４　番	いいですか？
議　長	いいですかね？はい。
４　番	いいですか？
議　長	採決は、別でお願いします。
４　番	はい。失礼します。073-20～073-22 まで、説明をさせていただきます。まず場所は、上、下から右へ上がって行くと道路と、そこの三差路が 3 ございますが。その道路を角がとってあります。その場所は、そのまま左、上に上がりますと、浜作線に出ます。それから、右の方へ上がりますと。郵便局から、浜作線へ出る道路にあたります。左下が、ショッピングセンターから邑智病院の前を通っている道路になります。お願いしたいことは、この罫線が斜線が引いてあります、左側の分と、その右下の方にある罫線引いてある土地を直線で結んで、そのまんま道路まで線を引いていただければ助かります。 この線の所に、石積の擁壁がございます。約 3mの高低差がございます。この土地は、土地は右の地図の××-×とか出てますが、これらを、合わせたもとの一枚になっております。前は、と側溝があったんですが、それを水路になおしまして、その先に、今の 073-20 の土地がございます。ここの、農地を 1 枚にしたことによって、わずかですが、ここにその土地が残ったような次第です。その残った土地を、今〇〇さんが今まで管理しておられましたが、××をしながら水田をやる。色々大変ですので、その土地の隣にある●●さんに話を持っていき、無償の譲渡のということをお願いされて、話し合いの結果。そういう事になりました。それは、多分、畑として使われますか。何か、家族にも植えられますか。その程度と思われますので。何か色々言いましたけど、何も、問題な

	いと思いますのでよろしくお願いします。 　それから、21 番と 22 番ですが。〇〇さんの畑を■■さんが取得されて、また、〇〇さんの田んぼの中にある、■■さんの土地を〇〇さんが引き受けると。これは面積にかかる関係なく、もうお互いに交換しましょうという事で、2 人の話し合いの中で決まったそうです。両方とも、しっかり田んぼも管理してもらいますので、また問題ないと思われますのでよろしくお願い致します。
議　長	はい。先ほど、説明していただきまして。何か、この件に関しまして、3 件まとめてですけど。ご意見ご質問等がございましたら挙手をして、質問の方をお願い致します。 　～ご覧中～
事務局	あの、補足を。いいですか？
議　長	はい。いいです。
事務局	補足です。これなんですが。地図の方のご覧いただきまして。先ほど、服部耕二委員さんが説明していただいたようにですね。こちらの地籍図、地番は入っている図でいうと、かなりあの複雑なんですが。現況はですね。建物地図、ゼンリンの方を見て頂いて、説明いただいた通りですね。073-22 の申請地と、この 21 の申請地の間にちょうど擁壁があるような形で、2 枚の田んぼになってます。左下の、■■さんの家の側に大きい田んぼが 1 枚。それとあの、右上の〇〇さんの家の側の方に 1 枚という形の 2 枚の田んぼになっております。状況としましては、なぜこのようになってしまったかというとですね。圃場整備とか土地改良事業でですね。この邑智病院の後ろの所の、道路とかを付けられたりですね。その圃場整備をされる中で、ご自身でその事業を使われずに、圃場整備、土地改良の事業を使われずに、圃場整備をされたりですね。あの、かなり複雑な状況となっております。道路は、土地改良事業で付けいたけど、田んぼ自体の圃場整備は自分でやったりとかですね。石垣も自分でやったりっていうのが、かなり、ちょっと入っているような状況でして。今回、その時ですね。町の方も実は、絡んでおりまして。町の土地が、例えば〇〇さんとか■■さんの農地に食い込んでいるような状態もあったりして。それは、ちょっと農業委員会は通さずに名義変更とかはしておるんですけれども。そういった部分もあったりするような所でして。非常にちょっと複雑な状況になっております。県とかですね。県の農業会議とか、島根県とかに一応、確認はさせていただきまして。こういった、事業とか、そういった絡みで、元々の地籍調査の時と、現況が全く違ってる場合。こういった 3 条とかの、追認ではないですけれども。こういった形で、処理をするっていう事がどうなんでしょうか？っという事を、一応事務局から確認させていただきまして、そういった事業で、なっているものをきちんとした形に正す為に、この 3 条の申請とかで交換みたいな事をすることは、別に問題ありません、というふうな回答も得ておりますので、一応補足ということで説明をさせていただきました。以上です。
議　長	はい。事務局の方から説明がありまして、またことでありましたように、県の農業会議の方も、いいでしょうという事ではあったみたいです。質問の方が

	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。採決は、案件ごとに行っていきたいと思います。 　申請番号 073-20 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 　続きまして、073-21 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 　続きまして、073-22 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 　続きまして、申請番号 073-23 の件に関して、椿委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
7　番	申請番号 073-23。△△△△さんから▲▲さんへの農地の譲渡の件でございます。申請場所は、瑞穂地域、高原地区の金渕集落にあります。地図には道路が載ってませんけども、高見宇都井線の町道から少し奥に入った所にある××という所にあります。譲渡人の△△さんは、現在広島に在中で、農地、金渕集落には、もう、独り取得することはないそうで、実家もご両親が亡くなられたら空き家状態になっとります。譲渡人の▲▲さんは、面識はありません。17 日に、事務局に伺い、申請書を見せてもらったり、ちょっと聞き取り調査をおこないました。それによりますと、譲渡受け人の▲▲さんは 51 歳で、現在浜田にお住まいです。会社の経営をされているそうです。△△さんの、空き家になっている実家を買われ、2 拠点生活をしながら農業したいそうでございます。農業は、水稲、野菜を考えているそうです。取得した農地は、効果的に利用する事が必要なんですけども、必要と思われる農業機械は、△△さんから譲渡を受け、あとは自員でやって、まだ不足という物は、借りれる事になっているそうでございます。経営に従事してる上に従事しているという条件のもとは、ご当人と、ご家族として 4 人程度雇用を考えておられるそうです。申請地の中には、公開農地も含まれていますが、そういう事で、順次にお尋ねしましたところ、重機をもって農地に復帰にすると聞いておられるそうでございます。17 日に現地確認に行き、たまたま帰っとられた△△さんと面談することが出来ました。△△さんは、実家に風を入れたり、鉢植え野菜を管理として、周りの草取りをされとりました。行ったときには。▲▲さんについて聞いてみました。現状目指していましたとか、いろいろ聞いたんですが、よく来れて△△さんとともに、水田の改善とか、開始などについて話されたそうでございます。また、下のお子さんが、女の子の女子高校生？はっきりしませんけども、その人が、独り立ちされるようになったら、こちらの方に住むとも言われたそうでございます。そ

	れか、みんなのほったらかしの現状でございます。△△さんは、今も、この地域の農地が一人の耕作者で守られてる現状から、▲▲さんには、しっかり協力していきたいという事でした。▲▲さんには、日を変えて、××6 ぺん電話させてもらったんですけども、私の電話番号が怖いけーか、一度も出てもらえませんでした。以上でございます。
議　長	はい。ありがとうございました。冨永推進さん。何か、付け加えることありますか？
推 9 番	ありません。よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございます。それでは、審議の方に入っていきたいと思いますが。先ほど、説明していただきました、073-23 の件に関してご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願いいたします。はい。松﨑委員さん。
１０番	すみません。耕作者の名前、該当するのは＊＊＊＊さん？
7　番	＠＠さん所の息子さん。
１０番	ああ。
7　番	が、今のあっこの△△△△さん。
１０番	＊＊さん所やら、￥￥さんやらは・・・。
7　番	＆＆さんが今耕作しておられます。
１０番	あ～あ。
7　番	来年は、考えてはなんかしかとっておられるそうでございますが。あの、そういう状態なんで、△△さんも▲▲さん来てもらったら大変いい。応援をするという事でした。
１０番	はい。分かりました。
議　長	はい。他に、ございますでしょうか？
6　番	あの、非常に椿さん。ご苦労されたの分かります。あの、よく、この受人方と本当はご面談されて、詳しい内容お聞きされたいかったというのは、非常にヒシヒシと伝わってくるんですけど。今、面積がですね。結構、ございますよね。一丁・・・。で、この内のどのくらいの、今耕作をしてらっしゃるんですか？
7　番	現在、約 3 筆、4 筆は、あの％％さんが交代でやられとります。その後の半分くらいは、耕作作付け、不作付け地になっとります。後の半分は、ひょっとしたら、重機とかあういう物が必要なってくる可能性があります。
6　番	まあ、ちょっと面積が、面積で。この、▲▲さんという方がちょっとつかめないんで。
7　番	あの、事務局は会ってますか？
事務局	はい。事務局は、ちょっと申請書のやりとりとかの中で、話は 3 回くらいですかね。話は、させていただきました。椿委員さんから説明いただいたように、あの大半といいますか。谷のような所は、ほぼ黄色区分とか。赤区分ですね。の所になりまして。事務局としても、ここも家も付いての所有権移転ですので。そこら辺はもう、非農地にされて家と一緒に買われたらどうですか？というお

	話をさせてはいただいたんですが。あの、奥様とご主人さん。▲▲▲▲さんとお二人で来られたんですが。いや、もう開墾してやりたいですというふうな、ちょっと意思でして。ただ、住所はちょっと移されずに、ここに週末とかですね。寝泊まりをされたりしながら耕作をされるというふうに伺っております。重機の借りれるような所がないですか？というような問い合わせもありまして。ちょっと、昔はそういった所があったようなんですけど。最近ないんで、あれですけれども。色々農協さんとかそういったとこ聞かれてみてはどうですか？という事で、話はさせていただいておりまして。ですので、全て農地として出来れば復旧したいので、農地の地目のまま譲り受けたいですと。いうふうな事でした。で、浜田市の方で凄い農業をされてるわけではないです。農業の会社を経営されて浜田市でも、かなりその集積されるっていう事ではありませんでした。ただ、これからやっていきたいという意思は強く持っておられるというところは確認しております。あと、まあ機械の方はまあ。委員さんおっしゃられたように、譲り受けてやったり。あとは、リースとか重機の方借りてやるつもりです。という事で、伺っております。
7　番	応援も、4、5 人頼まれているみたいです。作業かどうかは分かりませんが。
6　番	あと、もう一つよろしいですか？あの、今回その田あるんですけど。その近辺にある、この田っていうのは、やっぱりこれもやってらっしゃるんですか？他の人のちょっと話なんですけど。例えば、悪い言い方すると。荒れた場合にですよ。それ以外のちゃんとやってらっしゃる所の、所に影響はないのかなとか。
7　番	いや。今のところは、一人の人は申請地の一部と。それから、今、田んぼになってる白い所ですよね。あれは、一人の人が維持管理されとります。
6　番	はあ。
7　番	だけど、一人では大変だあいうので。△△さんも、よくご存じなんで。いっつも帰ったりして、手伝いをしてるみたいですけども。▲▲さんが来てもろうたら、しっかり応援しますよいう事で、大変喜んではおられました。自分の田舎なんで、本当は本当に荒らしたくないとは思ってるみたいです。△△さんも。
6　番	ちょっと、あのお聞きしたかったのはですね。今回、その△△さん名義のものとは別のですね。
7　番	ええ。
6　番	田んぼがここの、ずっと見るとありますよね。何枚か。
7　番	はいはい。
6　番	××とか、××とか。
7　番	はい。
6　番	違う人の名義があると思うんですけど。
7　番	はい。
6　番	ここも、やっぱ荒れてるんですか？
7　番	結構、荒れております。これは、＃＃さんという方が・・。
6　番	全部、綺麗に荒れてらっしゃる。

7　番	この△△さんの田んぼの一部。全部じゃあないんですけども。
6　番	ええ。
7　番	1，2，3，4 枚かあ。それと、その周りの田んぼと。今のところ、＄＄さんという人が、1 人でやられとりますけど、××思いを持ってたらそういう話があって、△△さも喜んで帰って協力をしますよっていうことではございます。
6　番	分かりました。
議　長	すみません。いいですか？作付け可能な田が、一丁 5 反のがで直さんといけんのがあったりとかいう・・。
7　番	さっきもいいましたけど。作付けできとるのが 2 反 4 畝か。
議　長	直さんでも、そのまま？
7　番	うんうん。今、現時点で・・。
議　長	ほとんどが、直さんといけんようなんですかね？
7　番	後の半分ですかね？半分が、あの、ぞくにいう黄色です。黄色か青かいう所。緑。それで、あと残りが、赤。いう状態なんですが・・。今、予定では、あの、もし来られたら良くなるとは思われます。
議　長	現状、作られとるところは、そのまま作られるという事。はい。すみません。他に、ご質問ございますでしょうか？ (意見質問なし)
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-23 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-24 の件に関して、服部信彦委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願いいたします。
6　番	お願い致します。073-24 についてご説明をさせていただきます。先週の 17 日の日に、田中推進さんと現地を確認及びですね。譲渡し人の◇◇◇◇さんと面談してまいりました。地図を見ますとですね、場所はですね。太く、川、これ出羽川でございます。それで、ちょっと、この地図には載ってないですけど。右側の下の方に、＋＋＋がございます。イメージとしたらこんな感じです。で、＋＋＋から見ていただくと、※※※というお寺が見える位置にあると思うんですけど、その近所でございます。まあ、前回もこの道路は昔の旧国道 261 じゃあなかった。出羽線っていうんですか？あれの旧道になっております。ちょっと、それ以上の説明ができないんですけど。＋＋＋から見える高台の位置に場所がございます。こちらの地図ですね。◎◎◎◎さんですか？が、◇◇◇◇さんのお住まいでございます。そこの、家の裏の畑と前といいますか。横にあります、田んぼをですね。年齢もあって、管理できないと。現状はですね、作付けはされとりません。ただ、家の近くであるという事もあって、草刈りは年に 3 回くらいされてるそうで。見た感じも、作付けは可能だそう、ような形になっております。ただ、あの水田の方はですね。水の便がですね。以前、この集落も出羽川からポンプアップして、田んぼやっとったんですけど。そういうこと

	も、ちょっと今、水を引く事が出来なくなったという事で。現状はですね、田としてはちょっと、使えないような形で、草は刈ってらっしゃいますんで。管理はされとられます。たまたま、◆◆さんと同じ集落で、ご近所だという事で。自分もちょっと管理しきれないものを、◆◆さんの方に譲りたいという事を◆◆さんに話したら、「いいよ」ということで、ご了解を受けたという事で、今回の譲渡となりました。特にですね、問題はないかと思いますけども。よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。先ほど、説明していただいた 073-24 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言のほうお願い致します。 ございませんでしょうか？
	(意見質問なし)
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-24 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-25 の件に関しまして、植田委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
9　番	はい。それでは、073-25。農地法 3 条無償での所有権移転の説明をさせていただきます。6 ページの地図をご覧ください。ちょっと、あの地図が広すぎてちょっと分かりにくいんですが。右下の右から下へ斜めに走っておるのが、浜田作木線です。この線で、邑南町の役場本庁から 300m～400mぐらい日貫方面に行った位置がこの四差路にあたります。この前には、￥￥団地という集合住宅が点在しています。そっから、100m入った位置が今回の申請地ということになります。今回の案件の所有者は、元々は元@@商店を経営されておりました@@@@さんという方が、所有されておりまして、その経緯がちょっと分かりませんが。相続して、今回の申請という事になりました。今、広島へも転出されておりまして、当然耕作の方も出来ませんので。長年にわたって、今の今回、資産処分を考えておられたわけでございますが。たまたまずっと耕作については、引受人である、★★さんがずっと耕作をされておりました経緯もありましたりしてりして。契約になったという事を聞いております。10 月の 15 日に小泉推進委員と引受人の★★★★さんとで現地で面談させていただきまして、今までの農業の経験等も十分ございましたり。今後の状況についても幅広く耕作されておるというような事から、チェックシートに照らしながらでも、聞き取りについて全然問題ないと思いましたので、よろしく審議の方お願いを致します。
議　長	はい。ありがとうございました。先ほど説明していただきました、073-25 の件に関してご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
2　番	はい。
議　長	はい。沖田委員さん。

２　番	この、受け人の面積が☆☆さんの貸付面積と同じなんで、この貸し付ける方は一応どうなっているんでしょうか？
９　番	あれを、今、現在★★さん。
２　番	で、★★さんのを見ると借入の所の数字がないんで・・。
事務局	これは、☆☆さん現在、この★★さんに耕作していただいてるんですけど。名目上､(有)＃＃＃さんに貸付けてる状況になります。＃＃＃さん貸してものを、渡すっていう事になるんですけど。★★さんは、＃＃＃の役員さんでして。今、貸し付けて耕作してるそういう法人の、役員の人であれば 3 条で引き受ける事が可能になります。はい。いうところで、今こういう状況になっております。
２　番	そいだけ、★★さんの個人のところには、借入の面積は出んいう事。
事務局	ですね。で、逆に★★さんの貸付の分は、＃＃＃に貸し付け、個人の分を＃＃＃に貸し付けとるいうような形になるので。
２　番	はい。分かりました。
議　長	他に、ございますでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-25 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-26 の件に関して、服部信彦委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
６　番	お願いします。073-26 について、ご説明を致します。これは同じく、17 日の日にですね。田中推進さんと現地確認及び▼▼さんと面談をしてまいりました。▼▼さんはですね、このお父さんである＄＄＄＄さんとお話をさせていただいております。まず、場所でございます。この地図のですね下に、道の駅の￥￥があります。ちょっと、ここには出てないんですけど。もうすぐ、この地図の切れ間の下の方に。斜め右から、下へ通ってるのが昔の国道 261 の旧道でございます。今回の物件はですね。畑という事で、現地確認しましたら。お聞きした内容通りでしたんですけど、2、3 年前までは畑をやってらっしゃったという事で、黒マルチをひいてありました。ただ、黒マルチもね草ボウボウになってまして。2、3 年経ってなんという。まあ、いわれたような状況じゃあございました。現状は、何も作付けはされとりません。それで、今回の物件はですね。地図にはあるんですから分かるんですが。ちょうど、交差点のとこに＆＆さんって方の家が見えると思いますけど。それから、％％％ってひらがなで書いてある家がございます。その隣にですね、右隣に見にくいんですけど。＊＊って。分かりますかね？その家を今回、▼▼さんが購入をされまして。購入したと同時にですね、山と畑が付いてきたというような形でございます。ですから、これを買うというわけじゃなく、家を買った結果、山と畑が付いてきたと。いうようなことでございまして。▼▼さん自身も米をやってらっしゃることもあって、そこへ住まわれるということなもんですから、家庭菜園ぐらいはやりたい

	なというふうにはおっしゃってました。特には問題はないと思いますが、よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。先ほど、説明していただきました件に関してご意見ご質問等がございましたら挙手をして、発言の方お願い致します。
１１番	ありません。
	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-26 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について。今月 2 件上程させれております。事務局の方、読み上げの方をお願い致します。
事務局	はい。それでは、申請番号 074-7。農地の所在が中野××-×。登記地目畑。面積が 87 ㎡。同じく、中野××-×。登記地目畑。面積が 190 ㎡。申請人は、○○○○さんです。転用目的ですが、住宅進入路、それから農業用倉庫です。所要面積ですが、土地造成が 277 ㎡。農業用倉庫が、269 ㎡です。転用理由は、納屋及び住宅の進入路を建設したいです。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。追認の案件ですので、顛末書が添付されております。 続きまして、申請番号 074-8。農地の所在が、上田所××-×。登記地目が田。面積が 144 ㎡。同じく、上田所××-×。登記地目が畑。面積が 139 ㎡。申請人は■■■■さんです。転用目的ですが、農家住宅です。所要面積は土地造成が 283 ㎡。住宅及び納屋が、135.89 ㎡です。転用理由ですが、住宅を増築したいです。この土地ですが第 2 種農地です。農用地区域外となります。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちらも、追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上 2 件です。
議　長	はい、ありがとうございました。事務局に読み上げをしていただきして、審議の方に入っていきたいと思います。申請番号 074-7 の件に関しまして、服部耕二委員さん、現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
４　番	失礼します。074-7 の案件についてございます。場所は、県道皆井田江津線の大竹橋バス停から、約 20m入ったところでございます。※※※※さんという名前の屋敷がございますが、それの付随したもんでございます。申請人の○○さんは、※※さんの娘さんでございます。この土地は、以前お父さんの代に、もう倉庫と進入路が出来ておりまして、現在もそのままでございます。なお、※※さんの土地を新しい人が買われまして、その事に移動するのに、そこがまだ畑だったという事で、今回の申請になりました。もう、現在そこに新しい人が住んでおられまして、それぞれをＯＫをされておりますので、その事の自体はなんの問題ないと思われますので、審議の方よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。説明していただきました､074-7 の件に関してご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。

７　番	はい。
議　長	はい。椿委員さん。
７　番	あの、ちょっと事務局に聞いてみるんですけども。
事務局	はい。
７　番	あの、6 項ただし書の中に、政令に定める部分がありますよね。
事務局	はい。
７　番	その政令に色々書いてありまして、最後にその申請者じゃない、周りの人の利益になるような、でなければどうのこうのいうてあるんですけども。この場合は、〇〇さんが地元の人とは思えんのんですが、あがあな時はどうなるん？
事務局	はい。そうなりますが、今回のこれについてはですね。基本的に、追認で当時やられたのは、ここに名前載っておられる※※さんっていう方で、その当時は農業用の納屋とかそういった形で家を増築されてっていう形ですので。その、追認に関しては、確かに申請されている方は、この※※さんなんですけれども。もう、すでに作ってしまってるっていう状況がございますので、その当時はその農業用、その農家住宅の増築っていうことで、この条項でもって許可と。いうふうに一応、判断をさせてもらっております。
７　番	はい。
事務局	はい。
議　長	他に、ございますでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 074-7 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 074-8 の件に関して、服部信彦委員さん。現地での調査及び聞き取り方の報告をお願い致します。
６　番	よろしくお願いします。074-8 について、ご説明を致します。17 日金曜日の日に、沼田推進委員さんとですね。現地を確認しに行ってまいりました。地図でいいますと、真ん中 1 本走っているのが国道 261 で。上の方へ向いて行きますと、道の駅の方へ。下へ行きますと、隣の大朝の方へ向かっております。ちょっと近所でいうとですね。￥￥￥っていう老人施設と、ガソリンスタンドがこの地図の上の左辺りにちょっと切れててますけど。あります。国道沿いという事で、ちょっと具体的な場所がちょっとご説明できないんですけど。それで、あの、今回はですね。物件をですね。まず、現状どうなっとるかといいますと。それを含めてもなんですが。こちらの地図にですね、＠＠という家がございます。これはですね、□□さんの旧姓でございます。今、□□さんという名前に。□□さんという名前になっておりますけど、ご実家が＠＠さんという家でございます。今年の夏にですね、お母さんが亡くなられまして。その名義を変えると言いますか。相続という事で、その家を名義を変えようとしましたら、家のこちらでいう今回、住宅を増築したいということと、納屋という所がですね。

	もう、既に建物が建ってございます。この家自体がですね、もう55年ぐらい前に建てられた家でございまして、まあ、ご本人も相続でまさか農地の上に納屋と家の中がかかってるっていう事を、それまで、ご存じなかったみたいで。このままにしとくわけにもいかないという事で、今回の申請となっております。それで、現状はですね。この斜線になっておる縦の部分は、家の庭っていう形になってございます。それで、下の横長の斜線の部分はですね。納屋がちょっとかかっておるのと。それ以外は、草が生えないように黒マルチで敷いて、管理をされてるっていうか。そういう状態になっております。現状ですね、もう経ってる。50年以上経ってる状態でございまして。本人も全然今回の相続でやっと気づいたと、いうような事でございまして。事後報告にはなるんですがよろしくお願い致します。それで、あの、□□さんとは直接面談ではなくて、お電話にて内容をお聞きしております。ちょっと広島ということなもんですから。こちらには、月に何回か帰って来られるらしいんですが。今回、電話にて聞き取りをさせていただきました。以上でございます。
議　長	はい。ありがとうございました。ただいま説明していただきました、074-8の件に関してご意見ご質問等がございましたら、挙手として発言の方をお願い致します。 ございませんでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号074-8の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。今月は2件上程されております。事務局の方で読み上げの方をお願い致します。
事務局	はい。申請番号が075-10。農地の所在が中野××-×。登記地目が畑。面積が17㎡。無償の所有権移転です。譲り渡し人は、△△△△さん。譲受人は、▲▲▲▲さんです。転用目的ですが、用悪水路で。申請理由は、土地を整備して、水路を作りたいです。所要面積は、土地造成が17㎡。用悪水路が17㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。農地法第5条第2項ただし書により許可できるものと判断しております。追認の案件ですので、顛末書が添付されております。 続きまして、申請番号075-11。農地の所在は上田所××。登記地目が畑。面積が133㎡。同じく、上田所××-×。登記地目が畑。面積が165㎡。有償の所有権移転です。譲渡人が□□□□さん。譲受人は■■■■さんです。転用目的は、駐車場で。申請理由は、隣接する建物でカフェの開店を計画をしており、その駐車場としたいとなっております。所要面積は、土地造成が298㎡。駐車場及び転回場が298㎡です。この土地ですが、第2種農地です。農用地区域外です。農地法第5条第2項ただし書により許可できるものと判断しております。すみません。議案書の方に、顛末書添付となっておりますが、これ、申し訳あ

	りません。追認の案件ではないので、申し訳ありません。消していただければと思います。以上の 2 件になります。
議　長	はい。ありがとうございました。先ほど、説明していただきましたが。それでは、審議の方に入っていきたいと思います。申請番号 075-10 の件に関して、服部耕二委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。
４　番	失礼します。075-10 の案について、説明致します。ここは、3 条の時に田んぼを 1 枚にしたという。造成したという時に、この水路を一緒に直されまして、現在、その水路はこの田んぼに入る水路でして、兼用されております。その時に、その土地は△△△△さんの所有の土地でございました。それを、▲▲さんがこの水路を作るために取得されまして、現在そのまま利用されております。これと言って別に何もございません。一つよろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。説明していただきました、075-10 の件に関してご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 ございませんでしょうか？
６　番	ありません。 （意見質問なし）
議　長	ないようですので採決の方に入りたいと思います。申請番号 075-10 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 075-11 の件に関して。服部信彦委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
６　番	お願いします。075-11 について、またご説明致します。さっきの 4 条でもあったんですけども。同じ、■■さんの件なんですが。場所はですね。同じ日に、今の現地は確認しております。やりとりは、■■さんと電話にてさせていただいております。こちらに、現状はですね。さっきも、ご説明したんですが。この辺り、みんな防草シートがひいてございまして。上に石をのせたいう状態で。草が生えにくいような状態では管理はされとります。ただ、畑を作ってらっしゃるっていう事はない状態でございます。この辺りが。さっきの 4 条のとこもそうですし、今回の 5 条の場所も同じような形で、管理をされております。こちらにもあるように、■■さんがこの度お母さんが亡くなられたという事で。ご自宅もあるという事で、こちらに戻ってこられて。ご自宅で、カフェを 0pen させたいということで、その駐車場をですね。今回の要望の所にしたいという事で、お話を聞いております。特に問題ないと思うんですがよろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。先ほど、説明していただきました 075-11 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
１１番	ありません。 （意見質問なし）

議　長	ないという事ですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号075-11の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第4号農地法第2条の規程する農地でない土地の証明について。今月は1件上程されています。事務局の方で読み上げをお願い致します。
事務局	はい。申請番号が072-4。土地の所在は原村××-×。登記地目が田。判定地目が雑種地。面積が338㎡です。申請人は◇◇◇◇さんです。申請理由は、所有者である祖父の主張を引き継いだ父も、農地として数十年以上使用しておらず荒地となっている為となっております。以上、1件です。
議　長	はい。ありがとうございました。読み上げていただきました、申請番号072-4の件に関して、椿委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
7　番	申請番号072-4。◇◇◇◇さんの現況証明の申請についてでございます。申請場所は、瑞穂地域、高原地区、出店集落にあります。地図を見てやってください。県道高見出羽線沿いにあります。出羽は県道挟まれた場合です。申請地は昔、県道の拡幅改良工事などにより、面積が減少し現状よりも2mぐらい下に行きその長い××なったと思われます。しかもこの、耕作機械が圃場に入るたびに、機械の転回場所と進入するための坂道を作られておるも、現在、転回位置と坂道。耕作中には、大きな樹木こそはありませんけども、腐った××がビッシリ繁茂している状態です。そのため、測ることはできませんでしたが、実際の耕作面積は表記の面積よりもかなり少ないと思われ、耕作には不便でありました。あまり検討する考えたらすべきではないかと思われます。◇◇さんの申請地の下に実家がありましたけど、随分前に解体されまして、今更地になっています。お墓参りに帰られるたびに、農地がおっしゃられるには、気にされとりました。また、何もすることもできず、今回の申請になったと言われております。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。先ほど、説明していただきました。072-4の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 何か、ございますか？
7　番	13日に推進の東さんと、現地確認をし。また、近所の人と色んな話を聞いております。
議　長	質問がございませんでしたら、採決の方に入りたいと思います。 （意見質問なし）
議　長	申請番号072-4の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第5号邑南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任

事務局	に関する規程の修正について。事務局、説明をお願い致します。 　はい。すみません。本日お配りしている、クリップ止めでホッチキス止めの資料が 2 つ付いている物をご覧ください。この度、5 月ぐらいからですね。何名かの委員の方に、ご協力いただきまして。農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選に伴う、募集人員とかですね。区分の検討をおこなっていただきました。その結果についての報告等をさせていただければと思います。まず、議案第 5 号からですね。邑南町農業委員会の農地利用最適化推進の選任に関する規定ということで、農地利用最適化推進については農業委員会の方で、区分及び人数等選任の手続きをおこなうというふうになっております。それでですね。めくっていただきまして、4 ページをご覧頂ければと思います。別表の区分の、応募区分区域の部分になります。こちらについて、色々と委員さん方。検討いただいた結果ですね。羽須美地域の区域をですね。今まで 3 区域、3 名をもうけておったところを。阿須那、口羽でそれぞれ分ける。という事で、羽須美の区域を 3 から 2 名にさせていただいております。また、そのかわりですね。瑞穂の田所地区について、推進委員さんの 2 人、今おられるんですけれども。2 人だとちょっと範囲が非常に広いという事もございまして、田所地区。特に、鱒渕辺りですから・・・。馬野原とかにかけてですね。あの辺りと、今度は亀谷とか田所の方等を移動距離も非常に長い為に、分けた方がいんではないかという意見がありまして、瑞穂地域の推進委員さんについては、新たに 1 区域も増やしまして、8 区域にさせていただいております。また、石見地域につきましてはですね。区域の詳細で集落等という事で載せておったんですが。石見地域、自治会等の合併等がございまして。石見 4 地区、それから石見の 5 地区とですね。旧自治会名を廃止して、大字単位での区域分けというふうに、この度変えさせて頂ければなというふうに思っております。この度、こういう案が案で、一応事務局の方で作らせていただきまして、これで良いという事であれば、今日この議案で採決いただきまして、農業委員会の告示をさせていただくという流れになります。合わせてですね。これに基づいた募集要項（案）という事で。もう一つ、ホッチキス止めで付けさせていただいておるんですが。任期満了が令和 8 年の 3 月 31 日となっております。それに伴う、募集っていうものもですね。この規定等に基づいて、実施していかなくては なりません。その為の募集要項についても、この場で一度お目通しいただきまして、大きくは変わっておりません。人数も、先ほど説明したように区域分けが変わっただけですね。全体の人数については、変更はございません。それから、募集資格等も変更はございません。1 枚はぐっていただきまして、8. のところですね。募集の期間等ということで、前回の期間に準ずる形で、12 月頃からですね。翌 1 月、大体、延長して 2 月とかですね。までぐらいを募集の期間として、今回の改選についても実施させていただければなっというふうに事務局としては考えております。一番最後の所にですね。農業委員会が定める農地利用最適化推進委員の区域という事で、先ほどの規定の内容で、一応直したものについて載せていただいております。この募集要項につきましては、これも

	この場で特にこれで良いという事であれば、今度12月の議会等で一応報告をさせていただいて、募集の方ですね。12月頃～始めさせていただければなというふうに考えております。まずは、ちょっと見ていただいて。特に、規定の方については、この農業委員会の方で最終的に議決していただく必要がございますので、これについてまた。皆さん、ちょっと議決といいますか。意見等あればまあ、この場でいただければと思いますし。内容について良ければこれで、進めたいと思いますのでご審議の程よろしくお願い致します。以上です。
議　長	はい。事務局の方から説明していただきました。邑南町農業委員会農地利用最適化推進委員の推進の選任に関する規定で、地区別とか人数とか書いてありますけど。その事に関して、ご意見とかご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願いしたいと思います。
１２番	あの～。
議　長	はい。どうぞ。
１２番	募集要項の5番の任期は、これでいいんですか？
事務局	11年ですね。申し訳ありません。はい。ありがとうございます。11年の3月31日までで。
議　長	別表の内容については、どうでしょうか？
	（意見質問なし）
議　長	特に、問題ないがないとか思われば採決の方に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうかね？ それでは、議案第5号の件に関してですが。これでいいと思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。賛成多数で・・・。
２　番	ちょっといいですか？
議　長	はい。
２　番	あの。5-5の所。一番下。石見の⑥の所が、石見の⑤までは、集落別にならなくて、⑥だけが、括弧書きがしてあるのは。あれでいいんですか？
議　長	場所規程の所ですか？募集要項の石見⑥。
事務局	どちらです？規程の？
２　番	規程の5ページ目の石見の⑥のとこだけが、括弧書きが残っとるんだけど。
事務局	井原と日貫についてが、自治会の区域が変わりまして。その関係で、括弧をここだけとらさせていただいております。はい。なので、⑥の日和については、このままで大丈夫です。
２　番	ああ、そうですか。分かりました。
１２番	これ、石見の⑤の最初の括弧消しちゃあいけんわあ。
事務局	本当ですね。すみません。はい。
議　長	それの説明。最初の括弧いうのは、吉原の？
事務局	はい。吉原の集落名が始まる前のですね。括弧まで。ちょっと、すみません。消えておりますので、括弧は消さずにいきる形になります。

議　長	だったら、⑤の桜井の後も・・。
４　番	吉原丸子の前の赤を黒にせにゃいけんよね。
事務局	そうですね。吉原丸子の前の後のですね。括弧が、ごめんなさい。これ赤で消えとるんですけれども、これは黒のままいきまして。あとは、ずーっと集落名がずーっと連なって最後桜井で括弧閉じで終わりで。はい。
議　長	この変更については、賛成で。 続きまして、報告第1号農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。9件ございます。これは、読み上げを致しません。目を通していただきまして、質問がございましたら、挙手をして質問の方をお願い致します。 ～ご覧中～ よろしければ、議題の方は、以上で終わらして頂きまして。 続きまして、その他。 （その他） （1）事務連絡 （2）その他 次回の総会は、11月21日（金）14：00からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印